

意見書案第1号

平和国家の理念を踏まえた我が国の国際社会に果たすべき役割を尊重する
政策の推進を求める意見書

このことについて、綾瀬市議会会議規則第14条第1項の規定により、次のとおり
提出する。

令和8年3月23日提出

提出者	綾瀬市議会議員	岡	徳	行
賛成者	同	内	山	恵子
同	同	三	谷	小鶴
同	同	天	笠	哲史
同	同	野	田	広吉
同	同	安	藤	多恵子
同	同	畑	井	陽子
同	同	上	田	博之
同	同	福	田	久美子
同	同	越	川	好昭

平和国家の理念を踏まえた我が国の国際社会に果たすべき役割を尊重する
政策の推進を求める意見書

1967年、武器輸出三原則を定めて以来、我が国は平和国家として殺傷能力を有する武器の輸出を制限してきた。

その後、変化する国際情勢の中で、この考え方は防衛装備移転三原則に置き変わったものの、海外移転を認める装備品の運用指針は、「救難、輸送、警戒、監視、掃海」の非戦闘目的の5類型に限定してきた。とりわけ、殺傷能力を有する武器の海外移転は、人道的見地と世界の紛争を助長することにもなりかねないという視点から、長期にわたり自公連立政権においても堅持され続けた我が国の平和外交、平和政策の要でもある。

本年2月、高市早苗首相は国会において、この非戦闘目的の5類型を撤廃する方針を示し、その後、政府与党は防衛装備移転三原則の運用指針の見直しに向けた提言を行った。

非戦闘目的の5類型の定めは、武器の海外移転に歯止めをかけてきた役割があるだけでなく、外交面でも、国際的な平和の構築に果たすべき我が国の立ち位置を、明確にするという役割もある。

現行の法体系では、内閣総理大臣をはじめとする9閣僚で構成される国家安全保障会議（NSC）の審査を経ることにより、事実上、どの国に対してどのような武器を海外移転できるのかも判断が可能となっている。武器の海外移転を巡り、国会がどこまでチェック機能を果たせるのかも不透明な状況である。

政府におかれては、戦後これまでの80年間、我が国が、平和国家として国際社会に果たしてきた役割と、その歩みを十分に尊重され、殺傷能力を有する武器の海外移転については、慎重かつ、しっかりとした歯止めのかかる法体系を再構築されるとともに、政策の実現に向けて国民的議論を経た上で国策を推進されるよう、強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年3月23日

綾瀬市議会議長 齊藤慶吾

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 内閣官房長官 国家公安委員会委員長
総務大臣 外務大臣 財務大臣 経済産業大臣 国土交通大臣 防衛大臣 あて

(提案理由)

殺傷能力を有する武器の海外移転について、慎重かつしっかりとした歯止めのかかる法体系を再構築されるとともに、政策の実現に向けて国民的議論を経た上で国策を推進されるよう強く求め、国会及び政府関係機関に意見書を提出いたしたく提案するものであります。